

業債第1号（例）

2019年1月4日

代 理 店  
国 債 代 理 店 御中  
国債元利金支払取扱店

日本銀行業務局

「国債元利金課税事務取扱手続」の一部改正に関する件

所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）の施行により、所得税法（昭和40年法律第33号）の一部が改正されたことに伴い、または規程整備の観点から、標記規程（平成27年12月4日付業債第40号別紙1）（一部の事務にかかる規定を除き、日本銀行本支店のみに適用する規程です。）の一部を別紙のとおり改正し、本日から実施することとしましたので、ご参考までにお知らせします。

代理店等におかれましては、国債の元利金にかかる課税事務について、本規程の関係箇所を適宜参考にして頂きながら、税法その他の関係法令に従い、自行庫・自社所定の方法により、引き続き適切に行って頂きますようお願いいたします。

以 上

「国債元利金課税事務取扱手続」中一部改正

- 120を横線のとおり改める。

120	用語の定義
-----	-------

- この手続で使用する用語の定義は、国債手続、日本銀行国債振替決済業務規程または国債振替決済制度に関する規則に定めるところによるほか、次による。

∫ 略（不変） ∫	∫ 略（不変） ∫
恒久的施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>次に掲げる非居住者または外国法人の日本国内にある支店、工場その他事業を行う一定の場所等（租税条約において異なる定めがある場合には、その租税条約の適用を受ける非居住者または外国法人については、その租税条約において恒久的施設と定められたもの）をいう（所得税法第2条第1項第8号の4イからハまで）。</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ、非居住者または外国法人の日本国内にある支店・出張所その他の事業所または事務所、工場等</li> <li>ロ、非居住者または外国法人の日本国内にある建設作業場（非居住者または外国法人が日本国内において建設作業等を1年を超えて行う場所をいう。）</li> <li>ハ、非居住者または外国法人が日本国内に置く自己のために契約を締結する権限のある者等</li> </ul> </li> </ul>

以下略（不変）